

富谷市認定地域クラブ活動支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ教育向上に寄与するため、認定地域クラブ活動支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関して、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施期間)

第2条 この要綱の実施期間は、令和11年3月31日までとする。

(交付対象団体等)

第3条 第1条に規定する事業を行う団体等のうち、地域クラブ活動において、宮城県大会以上の大会に参加する各種行事に、本市を代表して参加する団体等に対して、当該事業に要する経費の一部補助金を交付するものとする。なお、交付対象となる経費及び補助額は別に定める。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、補助金交付事由発生後、速やかに行うものとする。

(交付申請添付書類)

第5条 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他関係資料

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、交付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第2号により市長の承認を受けること。ただし、軽微な変更にあたってはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により市長の承認を受けること。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、補助事業等の完了若しくは廃止の承認の日から1月を経過した日までとする。

(実績報告書添付書類)

第8条 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支精算書

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第15条の規定により、補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助金の請求は、別記様式第5号によるものとする。

(書類の提出部数)

第11条 この要綱により、市長に提出する書類の提出部数は1部とする。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。